

令和元年経済建設常任委員会概要記録

(会期中)

— 第1号 —

○会議日時 令和元年9月12日(木) 午前9時30分～午後4時27分

○場所 議会特別会議室

委員の出欠状況 (出席=○ 欠席=×)						
職	出欠	氏名	職	出欠	氏名	
委員長	○	松本賢一	副委員長	○	村尾光子	
委員	○	坂村哲也	委員	○	五戸豊弘	
〃	○	貝木幸男	〃	○	石田陽一	
			出席	6人	欠席	0人

説明のために出席した者			
職	氏名	職	氏名
産業振興部長	栃本邦憲	建設水道部長	瀧澤卓倫
農政課長	清水光則	農業委員会事務局長	近藤善美
商工観光課長	伊澤巳佐雄	建設課長	保沢明
都市計画課長	伊澤仁一	区画整理課長	濱野岳仁
水道課長	神戸良和	下水道課長	長塚章

事務局			
職	氏名	職	氏名
議会事務局長	谷田貝明夫	議事課長	上野和芳

○議員傍聴者 磯辺香代議員 石川信夫議員

○一般傍聴者 0名

1. 開会

2. あいさつ 松本賢一委員長、秋山幸男議長、広瀬寿雄市長

3. 概要録署名委員 貝木幸男委員

4. 事件

現地調査

市道 1 - 8 号線整備事業
太陽光発電施設
市道 2 - 10 号線整備事業
市道 1 - 5 号線整備事業
農地中間管理機構ほ場整備
市道 1 - 2 号線整備事業
橋梁長寿命化修繕事業【庚申橋】
市道 8212 号線外道路築造工事
仁良川地区雨水管渠整備工事

補足説明

なし

(1) 付託事件審査について

認定第 1 号 平成30年度下野市一般会計歳入歳出決算認定について
【所管関係部分】

質疑・意見

[歳入]

13款 2項 3目 土木費負担金

- 坂村委員：石橋駅エレベーター管理負担金と公衆便所管理負担金が去年より金額が上がっている理由は。
- 建設課長：昨年と比べると電気使用料が高くなっている。

13款 2項 2目 農林水産業費負担金

- 村尾副委員長：農業水利施設保全対策負担金とはどこから入ってくるものか。
- 農政課長：平成30年の8月9日に上三川地内の成田堰でシリンダーのオイル漏れがあり、県の事業の県単独農業農村整備事業を使い修繕した。その際下野市と上三川地区でまたがっている共用地区であるため、上三川町からの負担金ということで145万1,438円いただいたもの。負担割合としては県が35、市が45、土地改良区は20ということだが、この45のうち上三川町が45.4%の145万1,438円、下野市が54.6%174万5,562円負担している。

14款1項5目 商工使用料

- 坂村委員：夜明け前施設使用料の51万7,820円について、予算は70万円だったが金額が違う理由は。
- 商工観光課長：夜明け前施設使用料は、シモツケクリエイティブの売り上げに対しての使用料になる。昨年が初めてということで予算を組み、売り上げに対して6%として計算した額だが、51万7,820円が4月から9月までの使用料になる。収入未済額が、10月から3月分までの売り上げに対する手数料であり、初めということで事業運営が難しく後期が未済になってしまった。今年度調停を組み納付済みだが、原因としては、運転資金として初年度に800万ほどの借入れをして運営していたが、この返済が毎月16万あり、正規雇用の従業員について月40万円ほどかかる給与支払いなどを優先した結果、納付が遅れた。今後このようなことがないように、当初は年度協定を結んでいるが、今年度は納付関係の覚書を取り交わし、毎月10日までに前月の売り上げ、また前々月の収支状況を報告させ、管理指導を徹底し、収入未済がないよう徹底しているところである。
- 坂村委員：天平の丘公園使用料が601万6,940円だが、去年が849万6,640円となっている。去年との差異の理由は。
- 商工観光課長：原因としては、毎年花まつり期間中4月末まで3週間ほど徴収している駐車場代が、天候に左右されるため差異が出てしまう。今年第40回を迎えたが初めて4月10日に雪が降り料金は1万円程度であった。土日などでは一日20万とか30万とかの額になるので、天候に左右された結果である。

14款1項4目 農業使用料

- 村尾副委員長：農村環境改善センター使用料は増額になっているが、うどん店の収益増などの理由か。
- 農政課長：うどん店の収益に対してではなく、毎月払っていたもので、29年度までは2分の1減免になっていたのが30年度から満額納入となったため、14万9,600円×12ということで金額が増えている。

14款1項6目 土木使用料

- 村尾副委員長：公園使用料が前年に比べて減となった要因を伺う。
- 都市計画課長：公園使用料の中の蔓巻公園キャンプ場、研修棟の利用料金を29年度に改正した。29年度のキャンプ場利用件数1,414人、研修棟利用件数288人、合計1,702名が利用した。30年度からの改正により、使用料が改正前より倍になったということで、30年度利用件数がキャンプ場1,004人、研修等252人、合計1,256人で446名減となっている。金額は倍になったので大幅ではないが減になった。

- 村尾副委員長：料金が上がったことによる減収ということだが、利用しなかった人はどこへ流れたと考えるか。市外の施設へ流れていないだろうか。
- 都市計画課長：検証はできていないが、三王山ふれあい公園にも行っていると思う。
- 村尾副委員長：検証は難しいだろうが、料金が上がることで利用者が減ることは予測もしていたと思うが致し方ない。

14款 1項 6目 土木使用料

- 村尾副委員長：住宅使用料、市営住宅使用料は、常時満室だっただろうが、減額になったということは空いた期間があったのか。
- 都市計画課長：これまでは2棟4世帯という市営住宅について、すべて満室という形になっていたが、1名が30年の9月に退去した。その方の約半年分が入っていない。本来空いた時点で新たに募集し入居していただくのだが、部屋を確認したところ、非常に傷みが激しく、修繕で対応するため見積もりをとったところ、約200万円かかるということで、建物自体は昭和59年に建築され、築35年の木造建築で耐用年数は30年と大幅に超えていることから部屋の修繕はせず空いたままにしている。このあたりが、使用料が減ってしまっている要因になる。
- 村尾副委員長：市営住宅、残り3世帯もかなり老朽化しているところに入居されているが将来的にどのようにしていこうと検討しているか。
- 都市計画課長：現在、下野市公営住宅長寿命化計画というものが平成23年に策定され、期間は10年となっていて、来年终わる計画に合わせて対応についてどんな方法がいいか研究している最中である。建て替えの時期は、これからの検討かと思うが、それまでは修繕等で対応したいと考えていた。早期に建て替えなのか、民間のアパートを借り上げて対応するのか研究している最中である。

16款 2項 4目 農林水産業費県補助金

- 村尾副委員長：水利施設整備事業補助金とは、何の事業に対してでてくるのか。歳出にある事業か。
- 農政課長：水利施設整備事業補助金463万7,000円については、先ほど申しあげた成田堰のシリンダーオイル漏れに対しての県分の歳入である。

16款 2項 4目 農林水産業費県補助金

- 村尾副委員長：道路払い下げ収入について、どこの道路を払い下げたのか。
- 建設課長：1カ所でなく11カ所ある。市内各箇所法定公共物ということで赤道と水路も一カ所あり、この払い下げになる。国分寺の国分1カ所、柴2カ所、

三王山1カ所、川中子5カ所、下石橋2カ所、水路用地は中大領で1カ所。面積は、道路敷地について1,078.12平米。水路については112.55平米。

17款1項1目 財産貸付収入

- 村尾副委員長：道の駅しもつけ基金繰入金の150万円は何の事業をするための繰入か。
- 商工観光課長：この基金繰入は道の駅の研修室（大中小3部屋）の内壁のクロスが様々な研修事業等で資料を貼るなどして傷んでしまい、クロス張り替え工事の為の繰入である。

21款4項3目 雑入

- 村尾副委員長：その他の雑入の一部に経済建設常任委員会分があるということだが、どういう部分があるのか。
- 都市計画課長：都市計画課所管部分として自動販売機の電気料が含まれている。5つの公園に7台の自動販売機が設置されているが、その7台分の電気料と、自動販売機が設置されている土地の賃貸料部分が4公園で、合計で80万5,958円ある。
- 建設課長：建設課所管部分として、29年度に自治医大駅前のエスカレーター・エレベーター関係の委託の中で二重に支払ってしまったものを、30年度に戻し入れをしたものがあり、金額は144万9,498円である。

[歳出]

5款1項1目 労働諸費

- 村尾副委員長：雇用支援対策費が、20万円の7件分ということであるが、事業所数とするとどのようになるのか。
- 商工観光課長：事業所数は5社になる。具体的には、石橋総合病院が2名、ハネクトーン早川が2名、ウィズペットボトル、下野設備、日新で1名ずつの7名である。

6款1項1目 農業委員会費

- 坂村委員：農業委員会運営費だが、予算に比べて不用額が多いように感じるが何か理由があるのか伺う。
- 農業委員会事務局長：大きなものではバスで、農業委員、推進委員の研修でバスの賃借料を取っていたが、市バスでの対応ができたため不用額が大きくなっている。
- 坂村委員：農業経営向上支援事業や農業者年金業務委託事業であるが、実績、参加された方の反応など伺う。

- 農業委員会事務局長：農業経営向上支援事業は、青色申告される農業者の方に申告に関する研修会を行っていて、昨年は4回開催している。パソコンを使った申告ができるように、パソコン等を使った研修会を開いている。
- 坂村委員：参加された方の感想や反応などわかったら教えてほしい。
- 農業委員会事務局長：反応は、今まで手書き等で申告していたが、パソコン等での申告は難しいこともあるが、覚えてからは慣れてきて、青色申告ではメリット等もあるので、スムーズにできるようになって良かったという声は聞いている。

- 農業委員会事務局長：追加で不用額について説明する。先ほどお話しした賃借料のほかに、農業委員推進委員の被服費で、全員分の購入ではなかったため不用となった額が多かったものがある。

- 村尾副委員長：国有農地管理事業の下に11節の需用費から13節の委託料へ流用とあるが、この流用して使った委託料はどのようなものか。国有地管理費は、今までは需用費だけだったと思うが、30年度からは委託料が入った理由は何か。
- 農業委員会事務局長：11節から13節へ流用は、現地の草刈り等の委託料ということで予算を取っていたが、予算よりもその分が多かったので、流用した。
- 村尾副委員長：当初では国有農地管理事業は、需用費で取っていたが、予算の範囲内だが委託費として支出することになったので、流用という手続きを取らなくてはならないということか。
- 農業委員会事務局長：30年度予算は当初、消耗品と委託料で取っていたが、予算取りが甘かったので足らなくなってしまって、草刈り等の委託が予想よりもかかったので流用したわけである。
- 村尾副委員長：ここの部分の当初予算は、11万6,000円だったですね。これに委託料は入っていなかったわけではないのか。
- 農業委員会事務局長：当初消耗品で7万円、委託料で4万6,000円であったが、この部分で委託料が足らなくなったため、流用させていただいた。

6款1項3目 農業振興費

- 貝木委員：有害鳥獣被害防止対策事業の委託料20万円は、1年間で定期的に契約しているものか、3カ月ごとの年4回とか、あるいは被害が出た時にその都度お願いして委託しているものなのか伺う。
- 農政課長：昨年12月に結成した下野市の有害鳥獣駆除隊、会員が16名いるが、メンバーとしては、栃木県猟友会の小山支部の下野市の在住者の方をお願いしている。この16名の方に鳥獣の捕獲、箱ワナの設置管理、見回り提供を、年

額で20万円で委託している。

- 貝木委員：庁用器具購入費の18万円は、今の方達の器具を購入するということか。
 - 農政課長：イノシシ、シカ用の箱ワナを、1基9万円するが2基購入した。小山、栃木市と下野市の堺あたりの蓮華寺の南の林にイノシシが出るという苦情があり、そこに2基設置している。その箱ワナの購入費である。
 - 貝木委員：設置して捕獲はできたのか。
 - 農政課長：設置はしてあるが、効果はまだでていない状況である。
 - 貝木委員：まだイノシシが出るという報告があるわけですね。
 - 農政課長：小山の思川の河川敷にたくさんおり、その一部が下野市にやってくるというようである。
 - 貝木委員：2基の設置で足りるものなのか。
 - 農政課長：下野市の被害が出ている区域が、1名の方の農場だけなので、その方の農地を中心とした林地に置いている状況である。
-
- 村尾副委員長：地域ブランド支援事業は、かんぴょう生産に関して支援していくという事業内容のようであるが、かんぴょう消費拡大支援事業他というのが附属資料の中で67万1,829円出ているが、この事業内容と効果を伺いたい。
 - 農政課長：かんぴょう消費拡大支援事業の一つとして下野市産のかんぴょうを含んだメニューを提供する場合の購入費の補助というものがあり、昨年度は1件、かんぴょうそばを作っていただき、9,720円支給されている。事業としてはそのほかにも事業があるが、少し時間をいただきまとめたいと思う。
-
- 村尾副委員長：水田農業振興対策事業605万9,000円の説明が、附属資料の105ページに出ている。この2つの事業を合わせた額が605万9,000円となるが、附属資料にある米需給調整推進対策事業10万円は、市の農業再生協議会への事務的な補助金となるのか。
 - 農政課長：附属資料105ページの米需給調整推進対策事業及び経営所得安定対策直接支払推進事業は、両方とも市の農業再生協議会の事務費の補助となる。
 - 村尾副委員長：同じ事業に対して2つの名目を使わなくてはならない理由は何か。
 - 農政課長：経営所得安定対策直接支払推進事業は全額国庫補助となっている。米需給調整推進対策事業は、一般財源からの県と市の2分の1ずつの補助となる。
 - 村尾副委員長：どちらも農業再生協議会への事務費補助とのことなので、何かの事業ではなく、人件費等に相当する部分なのか。
 - 農政課長：人件費については、再生協議会は元の派遣団体のJA等から出てい

るので負担していないので、事務費の補助、コピー代等いろいろあるが、そのような事務費の補助となる。

6款1項3目 農業振興費

- 石田委員： 首都圏自然歩道管理事業の、風土記のみち、ゆうがおのみち、アシそよぐ水辺のみちの場所を伺う。
- 農政課長： アシそよぐ水辺のみちが、祇園原から久下田までの20km。風土記のみちが、栃木市野州大塚から小金井までの17.5km。ゆうがおのみちが、小金井駅から祇園原までの8.1kmとなっている。
- 石田委員： 皆さん知っていたか。金額はそれほどではないが、立派な名前が付いているので看板などはあるのか。
- 農政課長： 看板などは立っていない。
- 水道課長： 3つの道については、平成元年ごろに関東地方を一周する散歩道を作ろうということで、作ったものである。何カ所かのポイントに案内板がある程度である。
- 石田委員： 場所はわかったが、長い道なのでこの額で維持管理というのは何を行っているのか。
- 農政課長： シルバー人材センターに委託し、簡易な除草・清掃をしている。

- 村尾副委員長： 担い手総合対策支援事業の中に補助金があり、内容を見ると広域防除ということだったので航空散布かと思うが、その時に使われた薬品は何か。
- 農政課長： 後ほど調べてお答えする。

6款1項4目 畜産業費

- 石田委員： 前にも話したが、市内で肥育牛を飼っている方が、元牛が高騰しており結構辞めてしまう。小山市では補助を出しているというのもあるので、いい方法を考えないと畜産ブランドがなくなってしまう。予算的にどうしてもできないのか。
- 農政課長： 市としては、消臭剤や飼料購入、予防接種補助等を行っており、他の市町と比較してもそれらは充実している。子牛の購入補助を行うには、これらを抑えないと経費を生み出せないということになるので、どちらかということで、全部をふやすことは難しいので、検討させていただいているという状況である。

6款1項5目 農地費

- 村尾副委員長： 農業用施設維持管理事業について、下野市ストックヤード整

地工事とあるが、どこにどういうものを作る工事を行ったのか。

- 農政課長： 三昧場ため池の北側に残土置き場を整備した費用である。
- 村尾副委員長： どこからの残土をためておくのか。農業関係の残土になるのか。
- 農政課長： 基本的には農道整備で出た残土になるが、他の課の残土を置く場合もある。
- 村尾副委員長： 土地の所有者は誰か。
- 農政課長： 市である。

- 坂村委員： 農村公園について4カ所であり数が少ないように思うが、どのように考えているか。
- 農政課長： 多いか少ないかは難しいところだが、公園という大きな範疇で言うと都市計画課所管の大きな公園がたくさんあり、都市公園などもあるので、農村にたくさんの公園を持つというニーズがどこまであるのかということになるが、現在のところ多くのニーズ・要望は受けていない。
- 坂村委員： 農村公園管理事業について不用額が多い理由を伺う。
- 農政課長： 大きな理由としては、委託料の減額がある。ふれあい緑地公園という大きな公園があるが、委託業務の内容を見直し、除草の回数を減らしたことにより委託料が減となったものである。
- 村尾副委員長： 農業水利施設保全対策事業の財源について地方債がある。先ほどの歳入の説明の負担金145万円は、このその他特定財源に入ってくるのではないか。財源の区分けについて伺う。

- 農政課長： 農業水利施設保全対策事業については、宮前堰工事への負担金が主なものである。農業農村整備事業調査計画実施費用は蟹川堰の改修計画に関する費用である。水利施設整備事業は給部頭首工への負担金ということになるので、先ほどの成田堰の修繕は含まれていない。
- 村尾副委員長： 成田堰の修繕に関する支出はどこに出てるのか。
- 農政課長： 県単独農業農村整備事業の補助金の中に含まれている。

- 貝木委員： 農村公園管理事業のトウサワトラノオ保全地維持管理業務について維持管理業務の内容を伺う。
- 農政課長： 保全地のある東根自治会へ除草や水張り、耕うん作業等の保全地の管理を委託している。除草した草の処分費を含めた額である。
- 貝木委員： 委託先は造園業者ということになるのか。
- 農政課長： 草の処分は業者に委託している。

- 五戸委員： 多面的機能支払事業は、農業資源、地域資源の維持・保全が困難になっている農村、市街化調整区域以外でも使われているのか。農業振興地域とか。
- 農政課長： 農業振興地域とは別である。農地の維持管理に使う水路の水揚げや泥上げ、除草などを行う費用ということになる。保全会ごとに区域が決まっており、その区域内で行うということであり、振興地域とかの関係ではない。
- 五戸委員： この予算では、昨日一般質問した振興地域外の雑草までは手を付けられないということか。
- 農政課長： 委員が言う区域が保全会の地域に含まれていればできると思うが、区域外の場合は環境保全会ではできないということになる。

6款1項6目 地域振興交流施設費

- 村尾副委員長： 道の駅しもつけ基金の原資は何か。
- 商工観光課長： 道の駅しもつけの施設使用料が原資となっている。
- 村尾副委員長： 歳入で入っている施設の使用料は、4,635万円と20万ということになっている。この分全てではなく振り分けているのか。
- 商工観光課長： 施設使用料から指定管理料を差し引いた残額になる。

7款1項2目 商工業振興費

- 坂村委員： 商工会振興事業の委託料は、商工業者ICT講習会、市内立地企業講演会、駅前広場花いっぱい事業の委託であるか。
- 商工観光課長： 商工業者ICT講習会、駅前広場花いっぱい事業である。
- 坂村委員： 駅前広場花いっぱい事業の実績について伺う。
- 商工観光課長： JR3駅にプランターを設置し、石橋駅が石橋商工会、自治医大駅がシルバー人材センター、小金井駅が下野市商工会に各10万円、計30万円を支出している。
- 坂村委員： 花いっぱい事業を駅前以外で進めていく予定はないか。
- 商工観光課長： 現在のところ観光振興事業ということで実施しているので、駅前をメインで考えている。
- 坂村委員： 意見としてであるが、天平の丘、姿川、桜の時期にお客さんが来ていただけるが、桜の時期以外でも花がきれいであると、地域のブランド力も上がるかなと思うので、ご検討いただければと思う。
- 貝木委員： 商工会振興事業、付属資料の113ページ。まちなか商店リフォーム事業8件、空き店舗活用奨励金8件の地区はどこか。
- 商工観光課長： まちなか商店リフォーム事業は石橋地区1件、自治大駅周辺4件、小金井駅周辺3件。空き店舗活用奨励金は石橋地区2件、自治大駅周辺5件、小金井駅周辺1件である。

7款1項3目 観光費

- 坂村委員：観光振興事業の委託費で観光ツアーを実施したと思うが、内容をお聞きしたい。
- 商工観光課長：着地型ツアーとして2回実施している。1回目がグリムの森イルミネーションに合わせ12月2日に実施している。91名申し込みのころ最終参加者は34名であった。2回目は3月30日に花まつりの淡墨桜の開化に合わせ実施し、32名の参加をいただいている。
- 坂村委員：参加された方は楽しんで帰っていかれましたか。
- 商工観光課長：関東でも有名なイルミネーション、関東地区でも有名な桜の名所である花まつりに合わせ実施しているので盛況であった。
- 坂村委員：天平の丘公園周辺管理事業について、平地林の間伐実施とあるが、どのくらいの規模を実施したのか伺う。
- 商工観光課長：国見山前方後円墳の東側を中心の間伐を実施し、間伐した本数は100本である。
- 坂村委員：実施に当たって、後になって反対される方などいるような話にはなっていないか確認する。
- 商工観光課長：山林を守るという観点で、毎年エリアを設定して実施しているので、特に反対等はない。
- 坂村委員：危険木の伐採等の実施がされたと思うが、危険な木の伐採は全部すんだか伺う。
- 商工観光課長：30年は台風で危険な木があったため2回程実施しているので、危険な木は全て伐採管理をしている。
- 村尾副委員長：下野ブランド創生推進事業の補助金が、補助資料では3件、諏訪農園に対してであるが、どういったことで強化事業とされているのか。
- 商工観光課長：諏訪農園については29年度に認定されたわけであるが、そのブランド力強化ということで、カタログ・パンフレットの作成やオリジナルロゴのビジュアルの作成を申請いただき、補助をおこなっている。
- 村尾副委員長：諏訪農園独自のカタログ・パンフレット、独自のオリジナルロゴということか。下野ブランドの共通ではなく、諏訪農園だけのものを作成したということか。
- 商工観光課長：諏訪農園オリジナルのものである。
- 村尾副委員長：諏訪農園の下野ブランド商品は何か。
- 商工観光課長：シャインマスカットになる。

8款1項1目 土木総務費

- 石田委員：地籍調査事業で石橋南部地区登記修正とあるが、どのように変わっ

たのか伺う。

- 建設課長：地籍調査事業については、地籍調査が終わったところについても地籍校正や修正を行っていくところがあり、詳細については把握していないが、地籍調査を行ったところについて、そのような修正業務を行っている。
- 石田委員：登記修正ということになると登記を変えたということであるので、業務自体をそのような名前と言うのか、登記まで変えたのか、あとでいいのをお願いする。
- 建設課長：筆界未定カ所の解消を行ったと聞いている。あとで詳細についてはご報告する。

8款2項1目 道路維持費

- 村尾副委員長：先ほどの現地調査で、橋梁長寿命化修繕事業の庚申橋を見せていただいた。令和元年に繰越明許したということで、これは完了しているということであったが、その経緯をお知らせ願う。
- 建設課長：平成30年12月19日に契約し、工期が31年4月5日までであり、3月いっぱい終わらない形のため繰り越しを行った。一級河川の江川にかかる所で、協議の中で読めない部分があり時間を要したため、3月いっぱい終わらず4月完了という形となった。工事費契約金額は2,139万4,800円で、前払い金については、4割以内の850万円を30年度に支払い、残金の1,289万5,800円については、4月以降に支払った。
- 村尾副委員長：附属資料の令和元年度に繰り越した1,533万6,000円は、全部消費しきらなかったことになるのか。
- 建設課長：工事費の中の30年度の支払い分を残した額を繰越額という形を取ったので、全額を使ったわけではない。

- 貝木委員：道路橋定期点検・修繕事業について、附属資料122ページに、道路橋の安全市の確保・適正な管理ということで、定期橋梁39橋とあるが、これは修繕は行っていないが、定期点検を行ったので1,900万円ほどかかったということでもいいのか。
- 建設課長：こちらは修繕工事等ではなく、修繕の定期点検を行った業務にかかる費用である。
- 石田委員：通学路路側帯グリーンベルト、外側線設置が、市内全域とあるが、終わったのか。
- 建設課長：市内全域を対象としており、グリーンベルトを引く所については、学校から要望が上がってきた所を下野市の通学路安全推進会議の会議にかけて、そこから建設課に、グリーンベルトを引いてほしい場所や安全対策をしてもらいたい場所として上がってきた所を、30年度整備した。30年度の場所に

については、市内全域で、古山小学校付近で2カ所、国分寺小学校付近で2カ所、緑小付近で1カ所、石橋小付近で3カ所、国分寺東小付近で1カ所となっている。全長としては、30年度は2,991メートル実施している。

- 石田委員：要望箇所からするとどのくらいの割合か。
- 建設課長：会議で上がってきた要望箇所については、全域引けるような形で予算取りしている。
- 石田委員：昨年の実績が全体の何%ぐらいできたとか、まだまだやらなくてはならないとかわかれば。
- 建設課長：こちらについては毎年上がってくるようになっているため、要望箇所が全部でいくつあるかという形で把握しているわけではない。毎年出てきた所について対応している状況である。

8款4項1目 都市計画総務費

- 坂村委員：集約都市形成事業の650万円ほどであるが、立地適正化計画の策定だと思うが、昨年も860万円程度支出があるが、この違いなどを伺う。
- 都市計画課長：立地適正化計画は、平成27年度から4年間補助をいただき実施した経緯がある。その内容が27年度は、まず都市機能誘導区域の素案の作成をし、その後住民の方がたから意見をいただき計画を作成した。29年度は居住誘導区域の関係の素案の作成を業務委託したわけであるが、その委託料が800万円かかったという形である。昨年は居住誘導区域の計画策定ということで、支援業務をお願いしたが、その金額が600万円という形で、これが全額補助の対象ということで、2分の1の金額をいただいたということである。
- 坂村委員：屋外広告物管理事業であるが、違反広告物の除去というのが対象と思うが、こういったものが広告物で除去されるものであるのか伺う。
- 都市計画課長：広告物には様々な広告物があり、それぞれ基準があるが、その基準にあわせて設置していただいております、3年ごとに更新の手続きをしてもらっている。更新時期を過ぎてまだ設置してあるもの等が除却の対象となってくるものと捉えている。
- 村尾副委員長：同じく屋外広告物管理事業について伺う。委託料は、屋外広告物調査業務委託で、何を調査してどう使っていくのか伺う。
- 都市計画課長：屋外広告物の許可事務については、平成21年度から県から市へ権限移譲され、許可等の事務の手続き関係を市役所で行っているが、市で許可を出している案件数はある程度わかっているものの、先ほど坂村委員からご質問があったが、広告物の大きさ等によって届出が必要ないものもある。10平方メートル以下のものについては、届出の義務がなく免除になっていることもあり、許可なしでたてるため市で把握できていない。実際にどのくらいのものがあるのか実態を把握しないと、今後様々な計画の予定があり、景観計

画や歴史的風致維持向上計画の関係で、サイン計画とか、今後検討していかなくてはならないが、そういったものを作るに際して実態を把握することは重要なことだと捉えて、実際に調査をさせていただいたということである。市内の全ての路線ということではないが、主要道路とその周辺区域ということで、国道4号線や、新4号国道、国道352号線、宇都宮結城線、小山壬生線、栃木二宮線、鹿沼下野線、羽生田上蒲生線等の路線合計で、68.24キロメートルを調査したわけであるが、その中で、区分が16種類あるが、その内の12種類の看板が全部で2,977基あると判明したところである。この調査の結果については、不適格物件の把握や今後策定を予定している計画策定時の基礎資料ということで、今後活用させていただきたいと考えている。

- 村尾副委員長： 68.24kmという膨大な距離を調査するというのは大変だと思うが、委託先はどのようなところになるのか。調査結果をどのような形で保存しておくのか。予算書上ではシステムを導入するようなことであったかと思うが。
- 都市計画課長： 成果品は、紙と電子データで納入してもらっている。先ほどの2,977の物件については、全て個表がある。個表には、看板のサイズや広告主等が記載されているほか、写真、場所が添付されており、それを見れば、どこにどのようなものがあるのかを容易に把握できるということになっている。今後、サイン計画といったものを作る上で、奇抜なものは基本的にないと思うが、どのような看板があるか、規格や色も考慮して、整合性を図りながら作らなくてはならないと思うので、そのような利活用をしてきたいと考えている。委託先については、地図の専門業者をお願いし、調査は車の上に専用の機械のようなものを付けて路線を走行しながら写真を撮ったり、実際に現地で量ったりした形になっている。

8款4項4目 公園費

- 坂村委員： 公園施設維持管理事業について、毎年市内全域、全ての公園の安全管理を実施しているのか。
- 都市計画課長： 市内の公園が毎年若干ふえているわけだが、平成30年度は133の公園があり、都市計画課ではそのうち126の公園を一括管理という形で対応している。126には他の課の部分もあるが、都市計画課は104の公園があり、その公園については、安全点検等を実施しながら、遊具の点検等も行いながら、万全の対応ということで対策を講じているところである。
- 坂村委員： 市民との意見交換会の際に、市民の方からファシリティマネジメントということで前回、前々回と指摘をいただいた。もしかすると市民の方から見て、チェックはしたのかもしれないが、危険と思われるところがあるのか

もしれない。道路のこと言われたが、今後とも適切な管理をお願いしたい。

【発言の申し出】

- 農政課長： 農林水産業費のところでは質問のあったヘリコプターでの空中散布の際の薬剤について、麦類の薬剤については「シルバキュアフロアブル」、水稻については「アミスタートレボン」という薬を散布しているとのことである。それと、地域ブランド支援事業のかんぴょう消費拡大支援事業他についての内訳は、かんぴょう消費拡大支援事業については、かんぴょうを使用したメニューを出した場合に2分の1補助、限度2万円ということで、平成30年度は1件適用9,720円ということになり、残額については、地域ブランド支援事業にあったPR用のかんぴょう購入費用、かんぴょう生産者連絡協議会の際の飲み物代の需用費等が含まれている。事業としてはかんぴょう消費拡大支援事業1件のみとなる。
- 村尾副委員長： サンプルとして配るかんぴょうの袋詰めについてはこの費用からは出ていないのか。
- 農政課長： かんぴょう消費拡大支援事業については9,720円であるので、67万円の残額を引いた部分の大部分がPRの小袋の購入費用ということになる。
- 村尾副委員長： 空中散布の薬剤名をお知らせいただいたが、商品名であり、主たる成分が何かということはわかるのか。
- 農政課長： シルバキュアフロアブルは、エルゴステロール生合成阻害。アミスタートレボンについては、合ピレ剤、即効性呼吸阻害ということで、アミスターエイトとトレボンエアーを混合して作った薬ということである。成分については、アミスタートレボンはアゾキシストロビン、いもち病や葉枯病に有効とのことである。それと殺虫成分として、エトフェンプロックスが含まれており、ツマグロヨコバイやウンカ類に効くということが書かれている。

【総括質疑】

- 坂村委員： 前々回の委員会の時にも話には出たが、地域おこし協力隊の方1名が古民家カフェで勤めている。感覚的にはあるが、古民家カフェだけではなく、可能であれば市内で行政がかかわる施設がたくさんある、例えばグリムの館やゆうがおパークで地域おこし協力隊が活躍するということはしないのか。
- 商工観光課長： 地域おこし協力隊は現在2名おり、1名が古民家カフェをメインに活動しているところだが、県外から来ている方で1年目ということもあるので、イベントを通じてアンケートをとったり、現在、下野市のいいところを色々と、今後どのような形でPRしたらよいかということで活動している。半年が過ぎたところで、イベントを通じて、既存のイベントや新しいイベ

ント等を、3年間あるので、現在、色々と下野市のいいところをイベントを通じてアンケートをとりながら次につなげていこうかなということで活動しているようである。今後、そこだけではなく、色々な場面で活動してもらえればと思っている。

○坂村委員： 地域おこし協力隊は所管が違うので申し訳ないが、ゆうがおパーク等の行政がかかわる施設を盛り上げるため、一緒に協力してもらえればと思う。

●産業振興部長： 地域おこし協力隊についてご提言をいただいた。確かに所管外となるが、古民家カフェという関連性から申し上げますと、あくまで地域おこし協力隊の1名は古民家カフェを拠点として配置していただいております。現在、市内のイベント等を幅広く研究しながら、まずは下野市の良さを取材しているという状況である。今後、市内全域で活躍してもらうのが主眼であるので、所管である総合政策課と連携しながら、いただいた意見を総合政策課にも伝えた上で有効活用を図っていきたいと考えている。

○坂村委員： ぜひよろしくお願ひしたい。

○貝木委員： 定住希望者住宅取得支援事業について、平成30年度は12件600万円ほどの支出があるようだが、今日見た仁良川地区も40戸ほどふえるような話を聞いた。そのような方にも周知はしているのか。

●都市計画課長： 定住促進については様々な場面でPRをしているが、総合政策課で東京などに出向いて定住や地方創生の関係で活動する時に、定住関係のパンフレットを配布してもらうということでPRしている。市内の方々についても、区画整理地内の保留地を購入いただいた場合には、永住補助ということでの補助もさせていただき、なるべく人を張り付けるような施策を展開している。また市のホームページにも掲載しているが、わかりづらい部分もあるので、近々わかりやすく改めたいと考えている。

○五戸委員： 定住支援事業で、新築の場合で家庭菜園を整備すると書いてあるが、家庭菜園の面積はどのくらいまでなのか。リフォーム助成制度について限度額が50万円、定住促進の新築補助が50万円である。どちらを選ぶかは本人の自由であるが、新築とリフォームの補助が同じというのはどうなのか。

●都市計画課長： 東京圏からお越しいただく方については、補助金が40万円であり、中学生以下のお子さんがある場合は一人あたり10万円の加算ということになっている。市内の方々に保留地を購入していただいた場合には50万円の補助という別メニューも用意している。ご指摘のリフォームについては、空き家バンクを運用しており、その中に登録された物件を購入いただいた方でリフォーム等をする場合に補助限度額50万円ということで、別メニューとして運用している。

- 五戸委員：新築の場合、宅地敷地内に家庭菜園と書いてあるが。
- 都市計画課長：家庭菜園については、限度額が20万円プラス消費税ということで金額が決まっており、その金額の範囲内で対応している。
- 村尾副委員長：地域おこし協力隊について、所管は総合政策課であるが、拠点は、観光協会の事務所と古民家カフェということ。そうすると、ポップ館に
いる方については商工観光課が担当しているのですが、一緒に業務をやっている方には差し支えはないと思うが、古民家カフェにいる方は、はた目からは古民家カフェを手伝っているように見えるが、そのあたりの仕事の役割分担は明確になっているのか。シモツケクリエイティブも色々な情報発信をするという業務もやっていたと思うが、その事業と市がお願いしている下野市の情報発信、魅力ある地域づくりと重なってしまう部分があるのではないかと
思ってしまうのがいかか。総合政策課と商工観光課、地域おこし協力隊との連携はどのようにしているのか。
- 産業振興部長：地域おこし協力隊2名の拠点のあり方については、総合政策課において、あくまで地方創生事業の一環で行っているのですが、その辺の役割分担は整理すべきだと考えている。観光協会に1名配置しているが、決して観光協会の業務を担うということではなく、あくまでも地域おこし協力隊としての任務を行うのが本務であり、観光協会の中に配置して、現場をよく見ていただくということがある。その中で、年中取材に歩いているとかではなく、余力の部分の中で、観光協会であればその業務の一部を手伝うという形であり、役割分担の上で従事しているということではないと考えている。古民家カフェに配置された方については、4月に赴任して約半年経過し、まだ市内の全てのイベントを取材しきれていないという話も聞いているが、例えば商工会等のイベントにも顔を出してもらっている。その中で、たまたま古民家カフェを拠点としているわけであって、委員が言うように古民家カフェの業務をやっているような誤解を受けてしまうが、先ほどの観光協会と同じで、空いた時間で手伝いというか、シモツケクリエイティブの活動が地域の色々なイベントを自主的に行っている団体であるので、その活動を一部協力してもらっているという形である。決して古民家カフェの業務を担っているとか、そのようなことではない。
- 村尾副委員長：連携についてはどうか。
- 産業振興部長：総合政策課、商工観光課、観光協会、当然連携していかなければならない。その中で、任期も3年あり、市で採用して初年度であるので、連携のあり方はこれから十分検討して、改善の余地は当然あるかと思う。完成されたものとの認識もないので、連携については再度検証しながら対応していきたい。

○石田委員：東京都圏からお客さん呼び込むための地域おこし協力隊ではないのか。単なる地域を起こすためにやってるだけでなく、東京圏から呼び込むのが目的でないのか。9月になり6カ月活動しているので、実績報告のようなものはないのか。

●産業振興部長：地域おこし協力隊の所管ではないので、特段実績といったものは受けていないが、当然、総合政策課では掌握すべきことであろうかと思う。協力隊の2名についても、東京と埼玉から来られた方であるので、この2名の役割は、外の目で下野市の良さ、強み・弱みといったものを客観的に判断してもらうことも一つ重要な任務ととらえている。地方創生の最終的な目標は、下野市への定住化を図ることであるので、できるだけ呼び込みにつながればと思う。2名が現在行っている見える形としては、SNSを活用した市外への情報発信がメインであり、下野市でこんなイベントがあるとか、こんないいところがあるといった発信をしていることは情報的に把握している。これが最終的に東京圏の方へのアピールとなり、現実的に定住に実を結べば、一つの成果としてあるのかと思う。今のところどういった成果があるかは見えにくい部分でもあり、掴みづらいところではあるが、今後、実績報告的な部分については、総合政策課に伝えていきたい。連携については深めながらやっていくべきだと考えている。

採決の結果、全員賛成により認定すべきものと決す。

認定第5号	平成30年度下野市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
-------	----------------------------------

質疑・意見

なし

採決の結果、全員賛成により認定すべきものと決す。

認定第6号	平成30年度下野市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
-------	-----------------------------------

質疑・意見

なし

採決の結果、全員賛成により認定すべきものと決す。

認定第7号 平成30年度小山栃木都市計画事業石橋駅周辺土地区画整理事業 特別会計歳入歳出決算認定について

質疑・意見

○坂村委員：前々回の定例会時の委員会で、土地の交渉で話がうまくいっていないとのことだったがその後どうなったか。

●区画整理課長：現状、3人地権者がおり、一件は補償の内容等について問題がある。もう一件は換地で行く先の人と来られる人の関係でいろいろある。今の大きく持っているところに飛んできて換地がくる。それが不満という人を説得するために行先を変える交渉を何年も続けている。先月、東京の地権者に会い、今回は思い切って最終案という形で持っていき、だめなら土地を買わせてくれないかと交渉したが、かなり意思が固く、動かさないということがわかった。令和2年度、来年度で事業年度が終わってしまうので、事業計画を伸ばさなければいけない。その中で直接施行等を視野に入れた事業計画でないと延伸は難しい。そうならないような案をもって残りの方にあたろうと思っている。かなり難しい問題なのだが、なんとか道筋を立てたいと思っている。少なくとも年度内に最終決定でいきたいという現状である。

○坂村委員：なるべく穏便にいかれたいが、地権者には全く譲歩の余地がないのか。

●区画整理課長：1件、土地を貸すと言ってくれたので、それをもって相手にあたってみようと思っている。もう1件、物件が絡むところは、やり方を上司に相談して了承が得られればやってみようと思っている案がある。いずれにしても早い段階で行きたいと思っている。

●建設水道部長：石橋駅周辺土地区画整理事業については、非常に長い年月がかかっている状況である。事業の期間ももうまもなく、来年度ということで、県からも様々指導いただいている。3名の地権者がいる中で、これまでの話の仕方では済まないような形である。東京の地権者にも足を運んで提案しており、また物件移転についても、区画整理の通常の移転方式ではなかなかおさまりがつかない状況であるので、総合的に考えて地権者の方が上手く収まるような方策を決断しなければいけない時期に来ていると思う。先ほど、区画整理課長からも話があった手法について今年度さらに詰めて、どういった方向がよいか、予算措置が必要なこともあるので、委員の皆様には報告し進めていきたい

いので今後ともよろしくお願ひしたい。

採決の結果、全員賛成により認定すべきものと決す。

認定第8号 平成30年度小山栃木都市計画事業仁良川地区土地区画整理事業
特別会計歳入歳出決算認定について

質疑・意見

- 村尾副委員長：財産収入のところ、財産売払収入と財産運用収入について、もう少し詳しく説明されたい。
- 区画整理課長：財産売払収入のほうは、ざっくりいうと保留地の処分金で、財産貸付収入については、区画整理地内に予定地があるが、現場事務所等に貸すという形で貸付収入がある。
- 村尾副委員長：それは説明書に書いてあるが、保留地は1区画ですよ、金額的に。財産貸付は何カ所かあるのか。
- 区画整理課長：保留地処分金のほうは一般保留地といって保留地を宅地のようになんか売ることが、去年は8件あり、7,750万8,000円の収入があった。近年になんかかなり売れた。あと一つは随意契約保留地といい、いわゆる付保留地という宅地が小さいのでつけるもので、これが7件で134万9,000円。一方、貸付収入のほうになると、保留地の予定地に工事現場等使用で9件あり、45万4,750円収入があった。
- 村尾副委員長：現在は区画整理事業のための仮設住宅というのはないのか。
- 区画整理課長：今区画整理地内1工区に2件、2工区に2件ほど仮設住宅が建っている。
- 村尾副委員長：その場合仮設住宅入居者は、無料で利用できるのか。
- 区画整理課長：無料で使っている。光熱費等は負担するが家賃は無料である。

採決の結果、全員賛成により認定すべきものと決す。

認定第9号 平成30年度下野市水道事業会計決算認定について
議案第35号 平成30年度下野市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

質疑・意見

- 坂村委員：石綿セメント管の老朽管の耐久化耐震化工事をしていると思うが、残りどのくらい工事をしなければならないのか。

- 水道課長：石綿管については平成30年度、1,490メートルの更新工事をしている。現在の残延長が9,887メートル、約10km残となる。
- 坂村委員：どのくらいの期間で更新する予定か。
- 水道課長：現在は約10年と考えているが、石綿管の布設されているところ、例えば352号線の北側の4号線付近は、そのさらに東側の民地部分に入っており、国道に布設する場合、歩道部がほとんどなく車道部へ配管となり、給水管を取る際などに条件の悪いところがあるために、国道の歩道拡張等行われたタイミングでの布設が理想である。計画の進捗によって変更はあるが今のところは約10年を見込んでいる。
- 村尾副委員長：有収率が年々下がっているようだが、漏水とかいうが確たる原因は不明と思われるが、地下水問題とか、水環境については水道事業の有収率を目標では87%にすると書いてあったが、いつも意識して事業を進めているのか。今回また有収率が1.7%減少したということは思い当たる節はあるか。
- 水道課長：有収率についてだが、平成27年度時点だと90%有収率があった。30年度になると81%と、急激に落ちている。個人的な感覚で申し訳ないが、平成20年のころの漏水はほとんどが本管からの漏水で、かなりの水量水圧があり、地表部に現れてくるのが早く、発見も早いという状況だった。ただ近年の漏水はほとんどが各家庭の給水管の取り出しで、水量は少ないがなかなか地表に上がってこない、10年の間に管の老朽化が進んでいるのでかなり漏水箇所が増えていると思うが、地表にでてこない状態と修理が出来ない状態で、それが大きな要因になっているのではないかと思う。
- 村尾副委員長：そうであればどうしたらいいのか。地表に出てこないとわからないから修繕ができないというが、老朽化は進んでいる。それは宅内ばかりでなく普通の市道のところもそうだと思うので、更新事業をどんどん進めなければ有収率は上がらないということになるのか。
- 水道課長：おっしゃるとおり、古い管の布設替えを行うときに各家庭の給水管もすべて新しいものに交換していっているので、老朽管の布設替えを行っていく。漏水調査というものもあるが、この調査は深夜に人が音を聞き調査をするということで、車が通るとそれで調査ができなくなり、費用対効果が見込めないこともあり当面できることは老朽管の布設替えということになる。

2件一括採決の結果、全員賛成により認定及び可決すべきものと決す。

延会

令和元年経済建設常任委員会概要記録

(会期中)

○会議日時 令和元年9月13日(金) 午前9時30分～午前10時25分

○場所 議会特別会議室

委員の出欠状況(出席=○ 欠席=×)					
職	出欠	氏名	職	出欠	氏名
委員長	○	松本賢一	副委員長	○	村尾光子
委員	○	坂村哲也	委員	○	五戸豊弘
〃	○	貝木幸男	〃	○	石田陽一
			出席 6人 欠席 0人		

説明のために出席した者			
職	氏名	職	氏名
産業振興部長	栃本邦憲	建設水道部長	瀧澤卓倫
農政課長	清水光則	農業委員会事務局長	近藤善美
商工観光課長	伊澤巳佐雄	建設課長	保沢明
都市計画課長	伊澤仁一	区画整理課長	濱野岳仁
水道課長	神戸良和	下水道課長	長塚章

事務局			
職	氏名	職	氏名
議会事務局長	谷田貝明夫	議事課長	上野和芳

○議員傍聴者 磯辺香代議員 中村節子議員 石川信夫議員

○一般傍聴者 0名

【発言の申し出】

- 建設課長：昨日石田委員の地籍調査について発言した内容について訂正したく、発言する。参考資料120ページのところで、地籍調査において石橋南部地区の登記修正は何かということだったが、筆界未定の解消といったが、筆界未定の解消でなく提出している地籍図の誤謬があり、その修正登記である。場所については石橋字花郷地の中1カ所。

〔歳入〕

16款2項7目 商工費県補助金

- 村尾副委員長：観光費の観光客受入対策整備推進事業費補助金の事業内容は、どの事業に充当するのか。
- 商工観光課長：資料の21ページをご覧ください。商工費の観光費の中の工事請負費で天平の丘公園内トイレ改修とあるが、この改修に対する県の補助が4割（消費税除く）で交付されるものである。内容としては観光客の利用が見込まれる公衆トイレの洋式化等に交付される補助金である。
- 坂村委員：今の質問の補助金の件、例えば外国人の観光客への対応は対象ではないのか。
- 商工観光課長：外国人含む観光客の利便性、満足度向上を図る洋式化ということで交付されるものである。
- 坂村委員：例えば案内板で、外国語対応のものなどは全くないということか。
- 商工観光課長：今回の補正については、天平の丘公園内の3つの公衆トイレのうち、30年度に古民家カフェのトイレの洋式化を同じ補助を使い改修した。今回は南側の秋山亭の脇にあるトイレの洋式化、花まつり会場のトイレの改修を予定している。また、この補助金をいただき、30年度に観光マップを英語、中国語等5か国語対象で作成した。
- 坂村委員：作成したマップは全部で何語が対象か。
- 商工観光課長：中国語2種類、英語、ドイツ語、韓国語になる。

〔歳出〕

7款1項3目 観光費

- 村尾副委員長：先ほどの天平の丘公園内トイレ改修事業の財源が、国県支出金は115万6,000円になっている。県の補助の82万5,000円がこのうちに含まれるということだが、他はどこに歳入があるのか。
- 商工観光課長：総務費の国庫補助金、地方創生推進交付金が決定されたことによる当初事業への財源振替になる。今回の補正の支出の事業のものではない。

5款1項1目 労働諸費

- 坂村委員：雇用支援対策費について、どのような方が対象になるのか。
- 商工観光課長：当初予算では5名だったが、すでに5名申請があり、さらに1名申請があった。この要綱が、ハローワークを通じて紹介され常勤として雇用されて6カ月経過した後申請ということで、後半に申請が多くなるため、現在6名になる。今回の補正で10名分計画し、5名分補正をするものである。

○坂村委員：対策費は今後も下野市で続けていく予定か。

●商工観光課長：一昨年5名、昨年7名、今回後半で増えることを見込んで10名と年々増加傾向にあり、強化していこうと思っている。今後も続けていく予定で考えている。

6款1項3目 農業振興費

○村尾副委員長：担い手総合対策支援事業の地域づくりモデル地域育成事業の事業内容について伺う。

●農政課長：水田における露地野菜の拡大に取り組む産地に対して支援を行う県事業である。目標3年の間に、水田における露地野菜の転換面積が10ヘクタール以上、もしくは、販売額が5,000万円以上の目標を立てた事業に対して補助するもの。補助率については、種苗肥料などソフト事業に対して2分の1、施設や機器に対してハードが3分の1で、下野市においては1組申請を行い、交付がされる予定。主体は小山下野露地野菜組合から申請して受け取るものである。

○村尾副委員長：この趣旨は水田から露地野菜に転換、つまり畑に転換することを推進しているということか。

●農政課長：県より水田から露地野菜に転換することを目的にしている。

○村尾副委員長：ゆうがおパーク活性化支援業務の内容について伺う。

●農政課長：平成29年5月のオープン以来、経営が伸び悩み、当初の目的の地域活性化が図られていないということで地方創生交付金を活用し、経営指南等を行い、経営の改善及び地域の活性化を図るということになる。主な内容としては、中小企業診断士による経営診断や、店作り計画、6次産業化計画などの実施を行い、経営の改善を図るもの。先ほども申し上げたが、2分の1、地方創生交付金を活用する事業である。

○村尾副委員長：今の事業内容はわかったが、委託費ということなので、市が委託するということですね。ゆうがおパークから依頼があつて実施するのか。市が心配になってやるということか。

●農政課長：ゆうがおパークと協議して、市からやってみたらいいのではと提案し、協議して、やっていただくことになる。

○村尾副委員長：2分の1は国庫補助で、一般財源から持ち出すことはないのか。財源内訳を見ると、むしろマイナス7,800円であるが。

●農政課長：足りない分は一般財源になる。

8款2項2目 道路橋梁新設改良費

○村尾副委員長：市道2420号線のところ、当初780万円計上し、測量・設計する

ことになっていたが、なにか問題があつて地質調査するのか。

- 建設課長：当初、道路の排水の起点終点の側溝に雨水排水を接続する予定だったが、測量を行ったところ、地形上平坦地で道路の排水がそちらに接続できないことになり、その道路敷地内に雨水浸透槽を設ける形になる。それに伴いどの場所で浸透槽を設けるかということで、新規に地質調査をする。

8款4項1目 都市計画総務費

- 村尾副委員長：当初予算でシステム改修費が計上されていて、ほぼ同額また補正で計上ということは、予算の見込みが甘かったということか。
- 都市計画課長：提出された広告物を管理するシステムが県から譲渡されているが、当初予算の中で35万7,000円予算措置したのは、平成から令和に元号が変わった部分のシステム改修をする際の費用である。今回の36万2,000円は、屋外広告物の落下事故が発生していることを鑑み、県の屋外広告物の条例施行規則が10月1日で改正になり、ルールが新たに変わることに伴いシステムの中身を改修しなければ対応できないため計上したものである。
- 村尾副委員長：県条例が改正されたことに伴うということだが、どういう風に改正になるのか。
- 都市計画課長：改正前のこれまで、提出していただく添付書類は、最初に広告物の写真を添付し、点検の報告書が4カ所について4項目だけの点検だったのが、厳格化され、写真については点検後の写真をつけるということ、また、点検結果報告書類は6カ所の17項目と増えたので、それらを添付する形にシステムを変えないと対応できないため、補正をお願いするものである。

採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決す。

議案第32号 令和元年度小山栃木都市計画事業石橋駅周辺土地区画整理事業 特別会計補正予算（第1号）
--

質疑・意見
なし

採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決す。

議案第33号 令和元年度小山栃木都市計画事業仁良川地区土地区画整理事業 特別会計補正予算（第1号）
--

質疑・意見

なし

採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決す。

議案第34号 令和元年度下野市下水道事業会計補正予算（第1号）

質疑・意見

収益的収入及び支出

- 村尾副委員長：今回営業外収入で、長期前受金戻入で雨水長期前受金戻入があるが、これについて詳しい説明を願う。新設された雨水管渠の分をここに計上する形となっているのか。
- 下水道課長：これは減価償却と対で上げていくが、平成30年度の固定資産台帳の整備が完了し、固定資産の額が確定したので、減価償却費の額を算出した。その減価償却に対しての補助金・負担金など整備するに当たって、財源として入ってきた補助金や負担金の額の減価償却に見合う部分の額を、今回前受金で計上している形となる。
- 村尾副委員長：それは汚水長期前受金と同じ理由かと思うが、今回汚水はマイナスで雨水は増になっている。増ということは新設されたものがあるからという意味か、これまでの長年に渡っての試算に関してか。
- 下水道課長：当初予算を編成するに当たっては、12月の段階で見込みを立てて平成30年度中に完成するであろう資産ということで、減価償却費と長期前受金の額を算出したわけであるが、実際には1月から3月までで完成したものや、逆に完成する予定が完成しなかったというものがあるので、その辺を精査して台帳を整備し、その結果として差額が発生したということになる。

採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決す。

議案第37号 下野市森林環境整備促進基金条例の制定について

質疑・意見

- 村尾副委員長：一般質問でも少し触れたが、設置の目的。第1条に規定されている「必要な事業に要する財源に充てる」とのところで、この表現だと森林整備というのはあくまでも市内のことか。地下水涵養の施策として水源

地域にかかわる森林整備をしようと思う時には、この基金が使えるのか使えないのか伺う。

- 農政課長：第1条の設置の条文については、森林環境税及び森林環境税に関する法律の第33条に書かれている目的、森林環境税の用途と同様なことが書かれている。森林環境税の目的の中には公益的機能の発揮ということで、地球温暖化や災害防止、国土保全、水源涵養の機能も含まれているので、使えることは可能と思われるが、実際に他市町の水源涵養までできるかというQ&Aが出ていないので、その辺については、県や国に確認しながら進めてまいりたいと思う。
- 村尾副委員長：下野市におけるということで書いてあるので、どうなのかと書いてしまうが、下野市におけるという表現をしても、地下水涵養というふうに使途に触れてあれば、下野市の地下水涵養は上流でも可能になるのではないかと思ったので伺ったわけである。下野市の水源地のというように入れてもいいのではないかと思うがいかがか。
- 産業振興部長：一般質問時にもそう言ったご意見、ご提言があったかと思うが、今回の森林環境整備促進基金の条例については、あくまでも下野市内のことである。先ほど農政課長から広い意味では、森林整備は地下水の涵養も概念的にはあるが、あくまでも今回の森林環境整備促進基金の原資となる森林環境税の趣旨というもの、今回の大きな主眼というものは、かつて森林政策によって杉等の針葉樹を植林してきたが、その後、森林関係の管理ができなくなっている状況の現象が出てきている。その民有林の管理保全を何かできないかという、おおきな課題があるわけである。今回この森林環境税が原資となって、全協時にも説明したが、住民税の均等割りに1,000円ずつ加算・徴収して国に納付し、譲与税として回ってくるわけであるが、譲与税の配分の基礎となったのが、各市町村の民有林の面積や林業の従事者等が算定基礎となっている。あくまでも条例の中にあるとおり、間伐や人材育成、担い手の確保、木材の利用促進、このようなことで目的はうたわれている。最終的には森林の整備は地下水の涵養につながっていることとは思うが、今回の基金に関してはダイレクトに地下水ということではなく、森林の経営管理に対応できるようなことで目的としているものである。具体的には、先ほど農政課長からも、内容についてマニュアル等が示されるという説明をさせていただいたが、市町村単体で考える案件ではないので、譲与税に対応して栃木県では、栃木森林推進協議会というものを市町それぞれが一緒になって協議会を立ち上げて、どういう対応をしていくかという協議が始まったところである。森林に関して栃木県では先行して元気な森づくり県民税というものがある。栃木県はどちらかという先行して実施しているので、それとの用途のすみわけを県の協議会が主体となって研究している所である。それらが明確になった段階で、使

途についてはできてくるのかと考えている。下野市内は民有林の杉等の植林はケース的にもあまりないので、具体的には県でも、木造・木質化といった事業にも充当できるのではないかなど、いろいろな方策を検討しているところである。詳細についてはわかり次第説明させていただければと思う。

- 村尾副委員長：市街の水源地には難しそうであるが、譲与税が入ってきているので基金には積むが、具体的に事業へ充当するのはいつ頃始めるのか。
- 農政課長：他自治体では、森林所有者に意向調査を既に行う予定のところもあるが、下野市については、森林所有者への意向調査を県が下野市分も直接行ったため、それをやる必要がなくなったので、県の意向調査を受けて、来年以降意向を基に事業を実施していくことになると思う。具体的に来年度ここまでやるという話は今すぐにはお答えはできないが、来年度以降から事業は実施していくということになる。
- 村尾副委員長：県が下野市内の森林所有者に対して調査してくれたのは良かったと思うが、どういう意向であったのか。その結果。
- 農政課長：県で行った意向調査については、森林をどのように管理するか、今後森林についてどのように管理していくか、森林の管理を市町村に委託する意向があるかどうかということを探るものである。
- 産業振興部長：意向調査の結果については、下野市の中では2名の方が市町村に委託したいという結果があり、そのほかについては自分自身で管理するや委託先が決まっているということであった。
- 村尾副委員長：市内の森林所有者は何人ぐらいいるのか。
- 農政課長：今回県で意向調査を実施した人数については、49名である。
- 村尾副委員長：了解した。

採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決す。

議案第40号 下野市水道事業給水条例の一部改正について

質疑・意見

なし

採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決す。

[要望事項]

- 村尾副委員長：昨日の現地調査の際にも触れたが、道路を新設する際、最終

の表層まで舗装がされるまでにかかなりの期間がある。その時に市民の方から言われたのが、マンホールが高くなっているので、仮舗装の段階でもマンホールが障害にならないように工夫しながら工事を進めてもらいたいと思う。あの状態でさらに1年となると、ちょっと危ないのかと思う。道路工事における仮舗装というか、その状況下において危険がないようにしてほしいということなのだが。

- 建設課長： 昨日現地調査した箇所、例えば市道1-8号線はまだ表層の舗装をしていないところであるが、マンホールが計画の高さになっており、恐らく5センチメートルほどの段差がある場所があるが、そういった場所については、周りをなだらかに擦りつけをしており、事故がないように対応しているところである。その他についても、いきなり表層まで仕上げるのではなく、路盤の安定も考慮し、上まで仕上げていないということがある。そのような場所についての安全対策として、擦りつけの長さを長くとりといった対応をしたり、色を付けたりすることを検討したい。
 - 松本委員長： カラーコーンを置くわけにもいかないの、もう少し大きく擦りつけるとか。
 - 建設課長： 擦りつけの円を大きくすればなだらかになり、色を付ければ視認性が向上するので、そのような対応で安全確保をしていきたい。
 - 石田委員： 昔は長期間表層を乗せない場合には、5センチメートルの調整リングを入れていたので、それを外して蓋を乗せていた。そうするとフラットになる。県道でも国道でも多かった。長期間擦りつけをしておくというのは、切削オーバーレイですぐにやるならば擦りつけでもいいが、長期間の場合はどうせマンホール周りは下まで掘っているの、一部をカットして蓋を下げれば今の基礎の上に平らになる。そのような方法も考えられないことはない。
 - 建設課長： 委員のおっしゃった形も対策になるので、それも含めて各課と調整しながら実施したい。
 - 松本委員長： こちらを要望として提出してよろしいか。
- 《各委員了解》

5. その他

なし

閉 会